

令和7年11月12日開催

保健医療・子ども家庭支援等福祉対策特別委員会

委員長報告

令和7年12月定例会

委員長 松本 進

去る11月12日に開催されました当委員会の審査概要について、順次ご報告申し上げます。

初めに、報告事項の1「『川口市障害のあるなしに関わらず共に学び成長する子ども条例』に基づく施策の取組状況について」報告を求めましたところ、次のような説明を徴しました。

教育分野においては、医療的ケア児のための看護師の配置等のほか、令和7年度からは、特別支援教育支援員及び特別支援学級等補助員を統合し、新たに特別支援教育こども支援員を配置し、幼児・児童生徒の学習支援、健康面の把握及び安全面の確保に努めているとのこと。今後の対応としては、市立幼稚園・小中学校、関係部局及び関係機関との情報共有を強化し、更なる連携を図るほか、特別支援教育こども支援員を適切に配置していく等とのこと。

保育分野においては、医療的ケア児のための看護師の配置等のほか、障害児保育に係る取組として、個別な配慮が必要な児童の保育について、保育士等に必要な助言や指導等を行う障害児支援児訪問指導等を実施しているとのこと。今後の対応としては、研修などを行い看護師や保育士の人材育成を図っていくとのこと。

障害福祉分野においては、障害者差別解消法の改正に伴う民間事業者における合理的配慮の義務化の普及啓発を図るため、埼玉県及び蕨市との共催により事業所説明会を実施したほか、令和7年度から、医療的ケア児連絡協議会において、医療的ケア児等コーディネーター連絡会を発足し、医療的ケア児支援に際して協働できる地域づくりに取り組んでいるとのこと。今後の対応としては、障害者からの相談事案について、障害者差別解消支援地域協議会において検証を行うほか、医療的ケア児等コーディネーターの配置の促進及び質の向上を目指していくとのことでありました。

以上のような説明に対して、医療的ケア児審査委員会の構成委員について問われ、これに対して、保育運営課長、医師、保育所長、看護師及び医療的ケアに精通する者等で構成されているとのことでありました。

このほか、特別支援教育こども支援員の資格要件について等、質疑応答の後、本報告を終了いたしました。

次に、報告事項の2「川口市高齢者総合福祉センターサンテピア及び川口市心身障害福祉センターわかゆり学園等の今後について」報告を求めましたところ、次のような説明を徴しました。

生活介護きじばと及び就労継続支援きじばとの廃止に伴う転所調整については、令和7年6月から説明会及び意向調査を開始し、併せて面談や希望転所先の見学及び実習を実施しているとのこと。利用登録者数は、生活介護が26人、

就労継続支援が19人であり、今後は、利用者及び家族の意向を踏まえつつ、今年度末までに全ての利用者の転所先が決定するよう取り組むとのこと。

わかゆり学園内の児童発達支援センター及び児童発達支援事業所については、現在、利用登録児数は、児童発達支援センターが38人、児童発達支援事業所が10人であり、各施設の縮小及び廃止について、令和7年5月から家族への個別説明等を行なっているとのこと。今年度で児童発達支援事業所が廃止となり、卒園予定児を除く全員が児童発達支援センターに移行することから、令和8年度の利用予定児総数は31人となるものの、本センターにおいて対応可能であり、今後の予定としては、令和7年12月から令和8年度利用希望の意向確認を行うとのこと。

川口市社会福祉事業団の給与改定については、昨今の民間企業や川口市及び国家公務員の状況を考慮し、世代間の給与配分の見直し及び人材確保の強みとなる給与体系への見直しを当事業団へ提案しているとのこと。

具体的には、初任給を含めた若年層に重点を置いた給料表の見直しや、資格手当及び処遇改善手当の職務・職責を重視した体系への見直しのほか、計画的な人員配置を実現するために希望優遇退職制度の導入等を提案しているとのこと。

今後の予定としては、改定案について当事業団の理事会の決定を経て評議員会で報告し、令和8年度から新給与制度の運用を開始するとのことでありました。

以上のような説明に対して、きじばとの廃止に伴う転所調整における直近の見学及び実習実施者数の状況について問われ、これに対して、生活介護における見学実施は22人、実習実施は13人であり、就労継続支援における見学実施は10人、実習実施は1人であるとのことでありました。

このほか、今年度末のきじばと廃止時点において転所先が見つからない利用者への対応について等、質疑応答の後、本報告を終了いたしました。

最後に、報告事項の3「令和8年度国民健康保険税率等の改正について」報告を求めましたところ、次のような説明を徴しました。

本市では「埼玉県国民健康保険運営方針」に基づき事業を実施しており、本運営方針において、令和8年度に法定外一般会計繰入金金の解消、令和9年度に収納率格差以外の項目を統一する保険税水準の準統一、令和12年度に保険税水準の完全統一が予定されているものの、本市の税率は埼玉県から示されている標準保険税率と差があることから、保険税率を改正しなければ法定外一般会計の繰入金金の解消が不可能な状況にあるとのこと。

これまでの改正の状況については、医療給付費分は平成24年度、後期高齢

者支援金等分は平成20年度の導入時、介護納付金分は平成18年度の改正以降、税率を据え置き運営してきたとのこと。

法定外一般会計繰入金の推移については、令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による医療機関への受診控えにより歳出が低く抑えられたことなどから繰入はなかったものの、コロナ禍以後は、受診控えの解消、医療の高度化及び高齢化の進展による一人当たりの医療費の増加等に伴い、繰入額が増加傾向にあるとのこと。

令和7年度における本市と県が算定した川口市の標準保険税率との比較については、所得割は1.1パーセント、均等割は2万7,959円の差があり、均等割は特に大きな乖離があるとのこと。

子ども・子育て支援納付金については、社会全体で子ども・子育て世代を応援していくため、全世代、全経済主体から、令和8年度より医療保険とあわせ、所得割と均等割で課税され拠出するものであるとのこと。

今後の予定としては、令和8年4月1日の保険税率の改正に向け、国民健康保険運営協議会を開催し、税率等の見直し及び令和8年度予算案を検討していくとのことでありました。

以上のような説明に対して、他自治体における賦課限度額の状況について等、質疑応答の後、本報告を終了し、委員会審査を終了した次第であります。

以上で報告を終わります。